

「ぎふ林業新規担い手支援事業」 Q & A

平成31年4月1日暫定版

(公社)岐阜県森林公社

森のジョブステーションぎふ

区分	確認事項	回答欄
全体	要件として、労働力調査への報告実績が必要とされています。 これは、起業1年目の事業体は助成対象外という理解でよいでしょうか。	今年度、助成を受ける事業体は、林業労働力調査において前年度実績があることが必須となります。従って、前年度に林業を実施した実績が30日以下の場合は、報告ができないので、対象外となります。 ただし、設立が1年未満であっても、前年度実績があれば対象となります（例えば、H31.1月に設立した場合などで、H30実績がある場合など）。 また、今年度設立となる事業体は、前年度実績がないため、対象外となります。
	他の助成金等を活用する場合でも助成対象となるでしょうか。	他の助成金等を活用する場合は対象外となります。なお、「トライアル雇用に対する支援」、「新規就業者に対する就業支援金の給付」、「安全講習受講に対する支援」、「森林技術者の雇用の安定化に対する支援」については、就業者ごとに見て他の助成金等を受けていなければ対象となります。
	任意団体でも助成対象となるでしょうか。	新規事業体に対する自立支援金の給付については対象外となります。それ以外のメニューについては、林業労働力調査において前年度実績があることのほか、県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体であって、規約その他の規定を有する団体であれば対象となります。
	2月15日を超えた分の実績については対象外でしょうか。	対象外となります。
	実績書については、提出時期が案内されるのでしょうか。	実績書の提出時期については、森のジョブステーションぎふホームページで案内するほか、事業要望書提出事業者に対して、事前に文書でお知らせする予定としています。
	実績書の提出期間について、上半期分の事業であって上半期分の提出期間に間に合わない場合には、下半期の提出期間で提出しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。ただし、下半期の最終提出期間については、これを超えることはできませんのでご注意ください。
	複数の支出項目がある請求書等において一括して値引きがされている場合、助成金の額はどのような扱いになるのでしょうか。	原則として、当該値引き分は支出項目ごと請求額の按分によって事業費を減額して計算するものとします。

区分	確認事項	回答欄
トライアル雇用に対する支援	林業経験が通算1年未満とありますが、ここでいう林業経験とは、林業について雇用契約を締結している期間という理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
	同一事業体の中で、他の助成金を活用している新規就業者と活用していない新規就業者がある場合、活用していない新規就業者への指導のみが本メニューの対象となるという理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
	1人の指導者が2人以上の新規就業者を指導する場合、助成金は指導者1名分のみとなるという理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
	半日の場合、助成金はどのようになるのでしょうか。	助成金も半日分のみとなります。
	実績書の添付書類にある「研修の内容がわかる写真」とは、具体的にどのような写真でしょうか。	現場における研修風景の写真であって、研修生と指導者が一緒に写っている写真（顔の判別できるものに限る）を数枚添付してください。
新規就業者に対する就業支援金の給付	「採用して2年未満かつ林業経験がないもの」とありますが、ここでいう林業経験とは、林業について雇用契約を締結している期間という理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
	カップやグローブなどの購入は対象となるでしょうか。また、計画書の承認前でも対象となるでしょうか。	要領記載のもの以外は対象となりません。グローブは防振手袋であれば対象となりますが、カップは対象外です。
	上限合計15万円については、新規就業者1人あたりでしょうか。それとも1事業体あたりでしょうか。	新規就業者1人あたりとなります。
	上限内であれば、例えば対象者1名に対してチェーンソーを大小2台購入しても助成の対象となるのでしょうか。	対象となります。
	同一の新規就業者が使用するものであって、他の助成金を活用している購入物品と活用していない購入物品がある場合、他の助成金等を活用していない購入物品のみが本メニューの対象となるという理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
	新規就業者に対する就業支援金の給付について、実績書に添付する書類として「領収書の写し」がありますが、それに替えて、「納品書の写し」「請求書の写し」「振込証明書」を添付するということでしょうか。また、写真の添付は不要ということでしょうか。	「領収書の写し」に替えて、「納品書の写し」「請求書の写し」「振込証明書」としても差し支えありません。また、写真の添付は必須ではありませんが、後日確認を求められた場合に提示できるよう、写真も残しておいていただくのが望ましいと考えます。

区分	確認事項	回答欄
労働環境整備に対する支援	対象となるのは、購入・レンタルの契約開始日が年度内、支払日が公社への申請期限内、ということでよいでしょうか。	そのとおりです。
	実績書の添付書類のうち、設置後の写真については、設置前と比較できる写真（同一箇所撮影したもの）という理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
	実績書の添付書類のうち、設置後の写真について、複数の現場を移動しながら使用する場合は、移動先の全ての写真が必要でしょうか。	代表的な数枚があれば支障ありません。なお、この場合も設置前と設置後が分かるようにしてください。
安全講習受講に対する支援	事業体の中で森林整備部門と土木部門がある場合、土木部門の担当者が受講した講習でも対象にできるでしょうか。	県の行う林業労働力調査の対象（過去1年間に30日以上林業に従事）となるのであれば、対象となります（林業労働力調査で報告をお願いします）。
	講習に必要となるテキスト代なども対象となるでしょうか。	対象となります。
新規事業体に対する自立支援金の給付	助成額が1月あたり9万円とありますが、1カ月を切る分の取り扱いはどのようなになるのでしょうか。	起業していれば、通常は通年経営していることから1月を切る場合の想定はしていません。 ただし、何らかの事情で1月を切る場合は切り捨てとなります（4.5ヶ月であれば4月、0.5ヶ月であれば0月）。
	新規事業体であることの確認方法として、法人の場合と個人の場合がありますが、任意団体（ボランティア団体や森林所有者の団体など）は不可という理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
	計画書の添付書類にある誓約書（第6号様式）について、甲欄・乙欄には、それぞれどういった対象者を想定しているのでしょうか。	甲欄には連帯保証人となる方（個人、法人）、乙欄には当該新規事業体の代表者の方を想定しています。
	「助成期間中の事業(実績)内容がわかる書類」とは、具体的にどのような書類を想定されているのでしょうか。	工程表のようなものを想定しています。どの期間にどの現場でどの程度の生産量を予定しているのか、が分かるようにしてください。

区分	確認事項	回答欄
林業機械レンタル費に対する支援	対象となるのは、レンタルの契約開始日が年度内、支払日が公社への申請期限内、ということでしょうか。	そのとおりです。
	林業機械の借入先が、リース会社ではなく、他の林業事業者でも必要な書類が整っていれば、対象となるでしょうか。	対象となります。
	1事業者あたり1カ月／年の考え方について、その1カ月間に複数台の林業機械をレンタルしていた場合（例えば、10月1日から10月31日までの期間でプロセッサとグラブプルとフォワーダの3台をレンタルしているような場合）、その複数台すべてが対象になるという理解でよいでしょうか。逆に複数台の林業機械をレンタルしていても、そのレンタル期間が重複していない場合（例えば、10月1日から10月30日までの期間でプロセッサを、12月1日から12月31日までグラブプルをレンタルしているような場合）は、いずれかの林業機械しか対象とならない、という理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
森林技術者の雇用の安定化に対する支援	事務所間の距離が50kmとあるのは、直線距離ではなく実際の移動距離という理解でよいでしょうか。その場合、ヤフー地図やMapFanのようなサイトで確認ということでしょうか。また、有料道路が経路上にある場合の取り扱いも教えてください。	実際の移動距離で差し支えありません。また、距離の確認もヤフー地図やMapFanのようなWEBサービス等の活用で問題ありません。移動距離については、有料道路と一般道を比較して、距離の短い方を採用してください。
	1000円・2000円/人日の日数は、対象者の日報上における労働日数の総計と考えればよいでしょうか。	そのとおりです。
様式	金額は税抜きで入力するということでしょうか。	そのとおりです。
	実績書に添付する口座振込依頼書は、毎回添付する必要がありますか。	複数のメニューで実績書を提出する場合、口座振込依頼書は1部のみで差し支えありません。また、前期までに本助成金の支給を受けている場合、口座振込依頼書の提出は不要です（口座が変更となる場合を除く）。